

韓国の温泉法（日本語訳）

尹 敬 勲

韓国の温泉は、「韓流」と呼ばれる韓国の大衆文化がアジアを中心に流行し、いつの間にか韓国を訪れる外国人が利用する重要な観光資源として認識されるようになった。特に、近年、財閥企業が温泉開発にも参入することで、観光収益を獲得するために温泉開発を促す温泉法の規制緩和が議論されるようになった。しかし、観光収益を獲得するための企業の温泉開発の目的とは相反して、環境保護に対する市民意識の成熟に伴い、より温泉開発の要件を厳しくするための温泉法の改正の話も同時に議論され始めた。このようなジレンマを抱える中で、韓国の温泉法は改正された。その具体的内容は以下の通りである。

温泉法（全文改正法律）

制定 1981.03.02. 法律第3377号

改正 1995.12.30. 法律第5121号
改正 1999.01.18. 法律第5627号
改正 2000.01.12. 法律第6119号
改正 2001.01.26. 法律第6390号
改正 2006.03.03. 法律第7856号

施行2012.7.22 改正2011.7.21. 法律第10892号

第1条（目的）この法は、温泉の適切な保護および温泉の効率的な開発・利用を図り、公共の福祉増進および地域経済の活性化などに寄与することを目的とする。

第2条（定義）この法で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- 1 「温泉」とは、地下から湧出する摂氏25度以上の温水であつて、その成分が大統領令に定めている基準に適合していることをいう。
- 2 「温泉優先利用権者」とは、温泉発見の届出が受理された申請人であつて、当該する温泉孔の土地を所有する者をいう。ただし、温泉発見の届出が受理された後に土地の所有権者が変更となつた場合は、変更された土地所有権者をいう。
- 3 「温泉従事者」とは、公衆浴場用又は飲用に供するため、第16条の規定により温泉の利用許可を受けた者をいう。

4 「温泉専門検査機関」とは、温泉に係る全ての検査を行うため、行政自治部長官に登録した機関をいう。

第3条（国家と地方自治団体の責務）① 国家と地方自治団体は、温泉の発展、温泉文化の創造および温泉産業の振興を図るために、必要な予算を確保し、関連施策を策定、推進しなければならない。

② 地方自治団体は、温泉発見届出を受理した後、該当温泉の円滑な開発と健全な発展のために必要な支援をしなければならぬ。そして、温泉を効率的に保全・管理するための方案を用意し、履行しなければならない。

（全文改正 2011.5.30）

第3条の2（温泉発展総合計画の策定）① 行政安全部長官は、温泉および温泉産業の発展などのために、次の各項の事項を含む「温泉発展総合計画（以下…総合計画と呼ぶ）」を、関係中央行政機関の長と特別市長・広域市長、道知事または特別自治道知事（以下…「市・道知事」とする）と協議し、策定・施行しなければならない。

- 1 温泉保全、温泉文化の創造および関連産業の発展の基本方向と推進体系に関する事項
- 2 温泉開発計画・管理・保全などの総合対策の策定に関する事項
- 3 保養温泉の指定と支援に関する事項
- 4 温泉水の飲用化の推進と美容関連などの温泉産業の発展に対する対策の策定および支援に関する事項
- 5 温泉水の再活用に関する対策の策定と研究・開発および支援に関する事項
- 6 その他、温泉に関する主要政策として行政安全部長官が必要と認定する事項。区長は総合計画に従い、温泉発展などを支援するための細部計画を策定し、履行しなければならない。

(全文改正 2011.5.30)

第4条 削除 (2010.2.4.)

第5条(温泉孔保護区域の指定など)①特別自治道知事・市長・郡守また自治区の区長(以下…市長・郡守と呼ぶ)は、温泉が発達している地域のうち、大統領令で指定する規模未滿の温泉開発が必要だと認定する地域に対しては、大統領令に定めていることに従い、市・道知事の承認(特別道知事は承認を必要としない)を受けて、その地域を温泉孔保護区域に指定又は指定された温泉孔保護区域の範囲を変更できる。このとき、当該地域が「地下水法」第12条の規定により、地下水保全区域に指定された地域である場合は、地下水保全区域の指定が解除されたものとみなす。

②市長・郡守は、第1項の規定により温泉孔保護区域に指定された地域については、温泉開発のために土地用途を開発用途に合わせ変更しなければならない。

③市長・郡守は、温泉孔保護区域が次の各項のある一つに該当すると、その指定を解除できる。

- 1 温泉減が枯渇した場合
- 2 開発・利用価値がなくなったと認定した場合
- 3 開発事業が中断され、地下水を汚染し、環境又は美観を損なう場合
- 4 温泉孔保護区域で指定された日から1年6ヶ月以内に、事業を始めなければならない場合
- ④第3項第4号によって、温泉孔保護区域の指定を解除する場合、行政手続きの履行などやむを得ない事由で事業の着手期限の延長が不可避だと認める場合、6ヶ月の範囲で一度に限ってその期限を延長できる。

⑤市長・郡守は、第1項又第3項第1号によって温泉孔保護区域を指定・変更したり、解除する時は温泉専門検査機関の検査を経なければならない。

⑥市長・郡守は、第1項又第3項によって温泉孔保護区域を指定・変更したり、解除するときには行政安全部令に定めている内容に従い、その事実を事前に告知しなければならない。

（全文改正2011.5.30）

第6条（温泉源保護地区の指定手続の履行）①市長・郡守は、第21条第2項の規定により温泉発見の届出を受理した時は、その受理日から6ヶ月以内に、第5条第1項の規定による温泉源保護地区の指定に必要な手続を履行しなければならない。

②第1項による期間に、特別自治道知事が温泉孔保護区域を指定しない時、又は市長・郡守（特別自治道知事は除く）が指定承認を申請しない時、温泉優先利用権者は市・道知事に温泉孔保護区域の指定又は指定承認を申請できる。この場合、市・道知事が承認（特別自治道知事の場合には指定の必要性の認定をいう）すると、市長・郡守はすぐその地域を温泉孔保護区域として指定・告知しなければならない。

（全文改正 2011.5.30）

第7条（温泉専門検査機関の登録など）①温泉専門検査機関になろうとする者は、第2項の登録基準を証明できる書類（装備を賃貸し、使用する場合はその賃貸契約書を含む）と、法人ではない場合は、設立根拠を証明する書類（法人ではない場合に該当する）を添付し、行政安全部長官に登録・申請し、行政安全部長官は登録証を発行する。この場合、申請人が法人であれば、行政安全部長官は「電子政府法」第36条第1項による行政

情報の共同利用を通じて、法人の登記事項証明書を確認しなければならない。

② 温泉専門検査機関の登録基準は、次の各号の通りである。

1 専門の人材

イ 次のうち、一つに該当する者のうち1人以上

(1) 地質および地盤技術士として温泉孔の調査又は温泉賦存量の調査業務に5年以上従事した者

(2) 応用地質・地球物理又はこれに類似する分野の専門学士以上の学位を持つ者であって、温泉孔の調査又は温泉賦存量の調査業務に博士学位の場合5年、修士学位の場合7年、学士学位の場合10年以上従事した者

(3) 温泉の開発・利用に係る管理業務に5年以上従事した者

ロ 応用地質又は地球物理専攻の学士以上の学位を持つ者であって、温泉孔の調査又は温泉賦存量の調査業務に2年以上従事した者が2人以上

ハ 化学分野専攻の学士以上の学位を持つ者であって、温泉又は地下水の分析業務に5年以上従事した者が1人以上

2 装備

イ 物理探査および検層装備

ロ 水素イオン濃度、水温、電気伝導度、総溶解物質 (TDS, Total Dissolve Solid) などの検査のための簡易

水質測定装備 (現場で使用可能な装備でなければならない)

ハ 水位測定装備

ニ 水量測定装備

ホ 屋外水質分析装置

③ 行政自治部長官は、温泉専門調査機関が次の各号のいずれかに該当する時は、登録を取り消すか、又は1年以内の期間を定め営業停止を命ずることができる。登録を取り消したり、営業停止を命じた場合は、その事実を官報に掲載しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合は、その登録を取消さなければならない。

1 虚偽又は不正な方法により登録した場合

2 登録証を貸与した場合

3 第2項の規定による登録基準を満たさなくなった場合

4 正当な事由なく温泉専門検査を忌避・遅延する場合又は虚偽による検査若しくは検査報告書を作成した場合

5 正当な事由なく第4項の規定による報告や資料提出を拒否又は履行しなかった場合

④ 行政自治部長官又は市・道知事は、温泉専門検査機関に対し、監督上必要な場合は、温泉検査の実績および検査内容に係る報告又は資料の提出を命ずることができる。

⑤ 第3項の規定による行政処分等の基準とその他必要な事項は、行政自治部令で定める。

第8条（適用の排除） 第10条の2第4項による温泉源保護地区（以下「温泉源保護地区」とする）および温泉孔保護区域については、「地下水法」第7条・第7条の2・第7条の3・第8条・第8条の2・第9条・第9条の2から第9条の5まで、第10条・第17条・第20条および第21条の規定を適用しない。

（主文改正：2011.5.30）

第9条（保養温泉の指定）①市・道知事は、温度・成分などが優秀かつ周辺環境が良好により健康増進および心身療養に適合すると認める温泉がある温泉源保護地区、温泉孔保護区域または温泉利用施設を、行政自治部長官の承認を受けて、これを保養温泉に指定できる。

②市・道知事および市長・郡守は、保養温泉を運営する者に対し、行政自治部令が定めるところにより、施設の資金を融資するなど必要な行政的・財政的支援をすることができる。

③第1項による保養温泉の指定を受けない場合は、行政安全部令で定める保養温泉の表示を使用できない。

④次の各項のうち一つに該当する場合、保養温泉もその範囲が変更されたり、指定が解除されたと見なす。

1 第10条の2第4項による温泉源保護地区の範囲が変更されたり、その指定が解除された場合

2 第5条第1項による温泉孔保護区域の範囲が変更された場合

3 第5条第3項による温泉孔保護区域の指定が解除された場合

⑤保養温泉の指定基準・指定手続・施設基準および保養温泉表示など、保養温泉の指定ならびに管理に關し必要な事項は、行政安全部令で定める。

（主文改正 2011.5.30）

第9条の2（温泉都市の指定）①行政安全部長官は、温泉観光などの温泉産業の育成を通じて、地域発展および地域経済の活性化に貢献すると予想される温泉地域を温泉都市として指定できる。

②温泉都市の指定基準および指定解除などの管理に必要な事項は大統領令で定める。

③国家と地方自治団体は、第1項によって指定された温泉都市に対して、温泉の伝統性を保全・管理し、温泉

を持続的に利用できるように予算確保、関連施策の策定など行政的・財政的支援ができる。

（全文改正 2011.5.30）

第10条（温泉開発計画）①市長・郡守は、温泉が発展している地域の中で、大統領令で定めている規模以上の温泉開発が認められている地域に対しては、第21条第2項によって温泉発見届出を受理した日から6ヶ月以内に、温泉開発計画（以下「開発計画」）を策定し、市・道知事の承認（特別自治道知事の場合は除外する）を受けなければならない。但し、市長・郡守が、その期間に開発計画を策定できなかったり、その承認を申請しなかった時は、温泉優先利用権者が開発計画を策定し、市・道知事に承認（特別自治道知事の場合には策定を意味する）することを申請できる。

②開発計画には次の各項の事項が含まなければならない。

1 周辺与件、需要展望および開発方向

2 温泉資源の開発・利用管理・保護および既存の温泉源に対する影響などに関する温泉専門検査機関の検査報告書

3 開発面積、土地利用計画、温泉利用施設の設置計画を含む該地域の助成・整備に関する事項

4 廃棄物・下水処理などの周辺環境の整備および観光資源などとの連携に関する事項

5 その他に、温泉の開発と管理のために必要な事項

③開発計画の対象地域が「地域均衡開発および地方中小企業の育成に関する法律」、第9条による開発促進地区、「自然公園法」第4条、第4条の2から第4条の4まで、第5条および第6条による公園区域、「観光振興法」第52条第1項による観光地など、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」、第23条による誘致

地域、「産業立地および開発に関する法律」第6条、第7条および第8条による国家産業団地・一般産業団地・農工団地または「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」第4条による経済自由区域にある場合には該当開発促進地区開発計画、公園計画、観光地などの助成計画、産業蓄積活性化の基本計画、また経済自由区域開発計画に適合するよう、開発計画を策定しなければならない。

④市長・郡守および温泉の優先利用権者は、第2項の各項が変更されると、その変更された事項に適合するよう開発計画を変更し、市・道知事の承認（特別自治道知事の場合は、除外する）を受けなければならない。ただし、大統領令が定める軽微な事項については、この限りではない。

⑤市・道知事は次の各項の場合に、開発計画またはその承認を取消できる。

- 1 温泉源が枯渇した場合
- 2 開発・利用する価値がなくなったと認めた場合
- 3 開発事業が中断され、地下水を汚染させたり、環境や美観を大きく損なう場合
- 4 開発計画が策定され承認された日から、2年以内に事業を始めなかった場合
- ⑥第5項第4号によって開発計画またはその承認を取り消す場合、行政手続きの移行など、止むを得ない事由で、事業着手期限の延長が不可避だと認められれば、6ヶ月の範囲で一度だけその期限を延長できる。
- ⑦市・道知事は、第4項本文によって温泉資源の変動によって、開発計画を変更または変更承認する場合、また第5項第1号の事由で開発計画またはその承認を取り消す場合には、温泉専門検査機関の検査を受けなければならない。

〈全文改正 2011.5.30〉

第10条の2（他の法令による認可・許可などの議題）①第3項による関係行政機関の長と事前に協議し、第10条による開発計画の承認または変更承認（特別自治道知事の場合は、開発計画を策定し、変更した場合を言う。以下この条と同じである）を受けた場合には、各項の許可・申告・決定・承認・指定・認可・免許・協議・解除など（以下「認可・許可など」とする）を受けたと見なし、第5項による温泉源保護地区の指定が告示された時は、次の各項の法律によつて要求される告示がなされたと見なす。

1 「建築法」第11条による許可、同法の第14条による申告、同法の第16条による許可・申告事項の変更、同法第20条による仮設建築物の許可・申告および第29条による協議。

2 「骨材採集法」第22条による骨材採集の許可

3 「国有財産法」第30条による行政財産の使用許可

4 「国土の計画および利用に関する法律」第30条による都市関係計画（同法第2条第4号の多目の計画の中で大統領令が定める施設、同号の馬木の計画の中で同法第49条第2号による第2種地区単位計画および同法第51条第3項による第2種地区単位計画区域の指定計画のみ該当する）の決定、同法第32条第2項による地形図面の承認、同法第36条第1項による用土地域の中で都市地域ではなく、地域の都市関係計画の決定、同法第37条第1項第9号による開発振興地区の指定、同法第56条による開発行為の許可、同法第86条による都市計画施設事業施行者の指定および同法第88条による実施計画の認可。

5 「共有水面管理および埋立に関する法律」第8条による占用・使用許可、同法第17条による実施計画の承認または申告、同法第28条による埋立免許、同法第35条による埋立の協議または承認および同法第38条による共有水面埋立実施計画の承認。

6 「観光振興法」第15条による事業計画の承認、同法第31条による条件付き営業許可、同法第52条による観光

地および観光団地の指定、同法第22条による観光地・観光団地の助成計画の承認および同法第55条による助成事業施行の許可。

7 「鉱業法」第24条による不許可処分および同法第34条による鉱業権の取消処分または鉱区の減少処分。

8 「農漁村整備法」第23条による農業生産基盤施設の目的外使用の承認および同法第82条第2項による農漁村観光休養団地の事業計画の承認

9 「農地法」第34条第1項による農地専用の許可

10 「道路法」第5条による道路管理庁との協議または承認、同法34条による道路工事施工許可および同法第38条による道路占用の許可

11 「私道法」第4条による私道開設の許可

12 「砂防事業法」第14条による伐採などの許可および同法第20条による砂防地の指定解除

13 「山林資源の助成および管理に関する法律」第36条による立木伐採などの許可、「山林保護法」第9条による山林保護区域での行為の許可および同法第11条による山林保護区域の指定解除

14 「山地管理法」第6条による保全山地の変更・解除、同法第11条による山地専用、一時使用制限地域指定の解除、同法第14条による山地専用の許可、同法第15条による山地専用申告および同法第25条による土石採取許可

15 「小河川整備法」第10条による小河川工事施工の許可および同法第14条による小河川占用の許可

16 「水道法」第17条による一般水道事業の認可、同法第49条による工業用水道事業の認可および同法第22条による専用工業用水道設置の認可

17 「エネルギー利用合理化法」第10条によるエネルギー使用計画の協議

- 18 「自然公園法」第13条による道立公園計画の決定、同法第14条による郡立公園計画の決定、同法第20条による公園管理庁ではない公園事業の施行および公園施設の管理・許可（道立公園および郡立公園として同法第9条第1項による道立公園委員会または郡立公園委員会の審議を経た場合に限定される）および同法第23条による行為許可
- 19 「葬式などに関する法律」第27条による墳墓の開場許可
- 20 「電気事業法」第62条による自家用電気設備の工事計画の認可または申告
- 21 「住宅法」第16条による事業計画の承認
- 22 「集団エネルギー事業法」第4条による集団エネルギーの供給妥当性に関する協議
- 23 「草地法」第23条による草地専用の許可
- 24 「体育施設の設置・利用に関する法律」第12条による体育施設業の事業計画の承認
- 25 「測量・水路調査および指摘に関する法律」第15条第3項による審査および同法第86条第1項による都市開発事業などの着手・変更および完了の申告
- 26 「宅地開発促進法」第8条による宅地開発計画の策定および同法第9条による宅地開発事業実施計画の承認
- 27 「廃棄物管理法」第29条による廃棄物処理施設の設置承認または申告
- 28 「下水道法」第16条による公共下水道工事などの許可および同法第24条による占用の許可
- 29 「河川法」第6条による河川管理庁との協議または承認、同法第30条による河川工事などの許可および実施計画の認可および同法第33条による河川占用の許可
- ② 認可・許可などの議題を受ける者は、該当法律に定められている関連書類を一緒に提出しなければならない。
- ③ 市・道知事は、第1項各号の中で一つの事項でも含まれている開発計画を承認または変更承認する時は、事

前に関係機関の長と協議しなければならぬ。この場合、協議要請を受けた関係行政機関の長は、特別な事由がなければその要請を受けた日から30日以内に、意見を提示しなければならない。

④市・道知事は、開発計画を承認したり変更承認する場合、行政機関の長にその内容を申告し、開発計画の予定地域の境界から1km以内の地域を温泉源保護地区として指定したり、変更指定しなければならない。但し、第10条第5項によって開発計画を取り消す場合は温泉源保護地区の指定を解除しなければならない。

⑤市・道知事が第4項によって温泉源保護地区を指定したり、変更また解除する時は行政安全部令に定められている内容に基づき告示しなければならない。

⑥第4項により温泉源保護地区が指定されたり、変更される場合にその地域が「地下水法」第12条によって地下水保全区域で指定されている地域ならば、地下水保全区域の指定が解除されていることと見なす。

〈全文改正 2011.5.30〉

第10条の3（戦略環境影響評価など）市・道知事は「環境影響評価法」にも関わらず、地方環境関連部署の長に、次の各号の区分によって該当温泉開発に基づく戦略環境影響評価または環境影響評価を要請しなければならない。〈改正2011.7.21〉

1 温泉開発面積が30万³km²未満の場合…開発計画の承認（特別自治道知事の場合には策定とする、以下は同条と一致する。）の前、「環境影響評価法」による戦略環境影響評価の実施。

2 温泉開発面積が30万³km²以上の場合…開発計画の承認前に、「環境影響評価法」第2条第2号による環境影響評価の実施。この場合、「環境影響評価法」による戦略環境影響評価は実施しなければならない。

〈本条新設 2010.2.4〉

〈題目改正 2011.7.21〉

第10条の4（開発事業の施行）① 開発計画を策定または承認を受けた市長・郡守は、開発計画による事業（以下「開発事業」とする）をするために、必要とされる場合は土地と次の各号の物または権利を受容することができる。但し、農業用水権またはその他の農地改良施設を受容したり、使用される場合には事前に農林水産食品部長官の承認を受けなければならない。

1 土地に関する所有権以外の権利

2 土地に定着されている立木、建物またはその他の物と、これに関する所有権他の権利

3 水の使用に関する権利

4 土地に属している土石または砂と小石

②第1項による受容または使用に関する協議が成立されなかったり、協議ができない場合、市長・郡守は「公益事業のために土地などの取得および補償に関する法律」第20条第1項および第22条による事業認定およびその告示をしたと見なす。公益事業のために土地などの取得および保障に関する法律」第28条第1項にも関わらず、開発事業の施行期間に裁決を申請できる。

③第1項を適用する時、受容の対象となる土地などの細部目録を告示する時は、「公益事業のために土地などの取得および補償に関する法律」第20条第1項および第22条による事業認定およびその告示をしたと見なす。④第1項による受容または使用の手続、その補償および裁決申請に関するその法で規定されている内容他には「公益事業のための土地などの取得および補償に関する法律」を準用する。

⑤国家、地方自治団体または温泉優先利用権者は、開発事業とその運営に関連する道路、電気、上水道・下水道などの公共施設を優先して設置するように努力しなければならない。

⑥ 開発計画による国家または地方自治団体所有の財産処分、他人の土地に対する出入などと、それによる損失補償に関しては「国土の計画および利用に関する法律」第100条、第130条および第131条を準用する。
〈全文改正 2011.5.30〉

第11条（温泉開発面積の算定基準など） 開発計画の策定に係る温泉開発面積の算定基準は、行政安全部令で定める。〈改正2008.2.29、2010.2.4〉

第12条（掘削許可） ① 温泉水を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、大統領令が定めるところにより、市長・郡守の許可を受けなければならない。温泉孔の直径を広げるため湧出口を拡大し又は深くする場合も同様である。

② 第1項の規定による許可を受けることができる者は、掘削しようとする土地の全てを所有する者又は土地の所有権者から土地掘削についての同意を得た者とする。この場合同意の手續および要件など必要な事項は、大統領令で定める。

③ 第1項の規定による掘削許可を申請するときは、当該土地に温泉が賦存する可能性を確認できる調査を実施し、その結果報告書を添付しなければならない。

④ 「地下水法」第7条、第8条および第9条の4に基づき地下水を開発、利用したり、土地を掘削する過程で温泉を発見した場合は、第3項の温泉の賦存可能性の調査結果報告書を添付し、温泉掘削申告をしなければならない。この場合、温泉掘削申告の手續きなどに必要な事項は行政安全部令で定める。

⑤ 第1項による許可の有効期間は、許可された日から1年とする。但し、許可を受けた掘削工事が災害または

その他の不得意な事由で許可期間以内に完了できないと認定された時は、6ヶ月の範囲で有効期間を延長できる。

⑥第5項による有効期間の延長申請の要件および手続きなどの必要な事項は、大統領令で定める。

〈全文改正2011.5.30〉

第13条（原状回復義務など）①第21条第2項の規定による温泉発見届出の受理取消し又は第16条第1項の規定による温泉利用許可が失効又は取消された時は、土地を原状に回復しなければならぬ。

②市長・郡守は、温泉源保護地区又は温泉孔保護区域内において同法もしくは他の法律による許可などを受けずに土地を掘削した者がいる場合は、土地を掘削した者に対し、その土地の原状回復を命ずることができる。

③原状回復の手続と方法などについては、「地下水法」第15条の規定を準用する。但し、履行保証金の金額、預託の時期・方法・手続など履行保証金の返還などに関し必要な事項は、大統領令で定める。

〈全文改正2011.5.30〉

第14条（動力装置設置の許可）①温泉を採水するため動力装置を設置しようとする者は、大統領令が定めるところにより、市長・郡守の許可を受けなければならない。但し、設置許可を受けた動力装置と同一の性能のものに交換する場合は例外である。

②市長・郡守は、動力装置の設置により他の温泉に顕著な影響を及ぼす恐れがあると認める場合は、第1項の規定による許可をしなくともよい。この場合その事由を書面で申請人に通知しなければならない。

③第1項の規定により許可を受けた者は、動力装置を設置するとき、行政自治部令が定める水文観測施設を同

時に設置しなければならない。

第15条（温泉保護のための土地掘削の制限）①何人も温泉源保護地区又は温泉孔保護区域内においては地下水を開発できない。ただし、大統領令が定める場合であつて、市長・郡守の許可を受けた場合および家庭生活用水として使用するための場合は、この限りではない。

②市長・郡守は、温泉源保護地区又は温泉孔保護区域内において、建設工事など温泉水を湧出させる目的以外の目的で土地を掘削する場合であっても、土地の掘削により温泉水の湧出量又は成分に著しく影響を及ぼすと認める時は、土地を掘削する者に対し、既存の温泉の保護のため必要な措置をとることを命ずることができ、土地を掘削する者は、特別な事由がない限りこれを履行しなければならない。

〈全文改正2011.5.30〉

第16条（温泉の利用許可）①公共の福祉増進および地域経済の活性化のために温泉を利用する者は大統領令に定めるところによって、市長・郡守の許可を受けなければならない。この場合、利用を許可できる温泉水の水量は、適正な揚水量を超過することができない。

②温泉は、温泉保護地区（温泉孔保護区域を含む、以下はこの項と同様である。）で公衆の飲用又は「公衆衛生管理法」による公衆浴場若しくは宿泊業に優先的に提供されなければならない。但し、飲用又は交遊浴場用として利用し、その後の余る場合は開発計画によって温泉を暖房用、エネルギー施設又は大統領令に定める産業施設および公衆施設に利用でき、温泉源保護地区の他の地域に対してもその利用を許可できる。

③市長・郡守は、温泉の利用により保健・衛生上危害があると認める時は、第1項の規定による許可をしなく

ともよい。この場合、その事由を明示した書面で申請人に通知しなければならない。

④第1項の規定による温泉利用許可を受けていない者は、大統領令が定めるところにより、温泉と誤認する恐れのある行為をしてはならず、温泉に関係する虚偽又は誇張した表示・広告行為をしてはならず、行政安全部令が定める温泉表示を使用できない。

⑤第1項の規定による温泉利用許可の有効期間は5年とし、5年ごとにこれを延長できる。この場合市長・郡守は、第24条の規定による温泉資源調査の結果を反映し延長期間を決定又は許可量を調整しなければならない。

〈全文改正2011.5.30〉

第16条の2（温泉利用許可時の認可・許可などの議題）①第3項による関係行政機関の長と事前に協議し、第16条による温泉の利用許可を受けた時は次の各号の認可・許可などを受けたことと見なす。

1 「公衆衛生管理法」第3条による宿泊業・公衆浴場業・理容業・美容業又は洗濯業の申告
2 「煙草事業法」第16条による煙草小売人の指定

3 「食品衛生法」第36条第1項第3号による食品接客業として同法第37条による営業の許可又は申告

4 「体育施設の設置・利用に関する法律」第10条第1項第2号による申告。体育施設業として同法第20条による体育施設業の申告。

5 「学校保健法」第6条による娯楽施設設置の認定（学校環境衛生浄化区域で「観光振興法」による観光宿泊業および観光客利用施設を経営する場合のみ該当する）

②第1項による認可・許可などの議題を受ける場合には該当法律で定めている関連書類を一緒に提出しなければ

ばならない。

③市長・郡守は、第1項各号の中で一つの事項でも含まれている温泉利用を許可する場合は、関係行政機関の長と事前に協議しなければならない。この場合、関係行政機関の長は協議要請を受けた日から30日以内に意見を提出しなければならない。

④第1項によって認可・許可などを受けたものとする場合には、該当法律による認可・許可などの告示または公告がなされたものとして見なす。

〈全文改正2011.5.30〉

第17条（温泉浴場の水質基準など）①第16条第2項の規定により、公衆浴場用に供される温泉については、「公衆衛生管理法」第4条第2項の規定にかかわらず、行政自治部令が定める水質基準に適合しなければならない。

②第1項の規定による浴場用温泉水の水質検査の方法その他水質管理に関し必要な事項は、行政安全部令で定める。

〈全文改正2011.5.30〉

第18条（利用許可の取消又は制限）市長・郡守は、温泉の利用により保健・衛生上危害があると認める時、又は温泉利用許可を受けた者（産業用又は暖房用として利用許可を受けた者を除く）が地下水を混ぜて使用した時は、第16条第1項の規定による温泉利用許可を取消しもしくは制限することができ、温泉従事者又は当該温泉利用施設の管理者に対し、保健・衛生上の危害についての予防および温泉利用施設の改善に必要な措置をと

ることを命ずることができる。

〈全文改正2011.5.30〉

第19条（水質検査および成分検査）①温泉従事者（産業用又は暖房用として利用許可を受けた者を除く）は、行政安全部令が定めるところにより、定期的に市長・郡守が行う水質検査および成分検査を受けなければならない。この場合、水質検査の周期は1年とし、成分検査の周期は5年とする。但し、行政安全部令で定める特定成分の場合には成分検査の周期を調整できる。

②市長・郡守は、第1項の規定による水質検査および成分検査を第27条第1項の規定による温泉協会に委託できる。

③第1項の規定により水質検査および成分検査を受けた者は、検査の結果および温泉の温度、禁忌症、浴場用又は飲用上の注意事項、その他に行政安全部令で定めている事項を、温泉利用施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

④市長・郡守は、水質および成分検査の結果、温泉として利用するに不適合と認める場合は、3ヶ月以内に再検査を実施しなければならず、再検査の結果により温泉利用許可を取消することができる。

〈全文改正2011.5.30〉

第20条（温泉の共同給水）①市長・郡守は、温泉を適切に保護し、温泉の効率的な開発・利用を図るために、特に必要であると認める場合は、法人・団体又は個人に対し、共同給水をさせることができる。

②第1項の規定により共同給水を行うことができる法人・団体又は個人の資格要件、共同給水に係る使用料、

その他共同給水の実施に関し必要な事項は、当該地方自治体の条例で定める。

〈本文改正2011.5.30〉

第21条（温泉発見の届出など）①温泉源保護地区又は温泉孔保護区域でない地域において温泉を発見した者は、温泉の位置・深さ・温泉孔の直径など行政安全部令が定める事項を、管轄の市長・郡守に届け出なければならない。

②第1項の規定により温泉発見届出を提出する者は、温泉の水温・水量・水質などに対して温泉専門検査機関が作成した温泉孔検査報告書を提出しなければならないが、市長・郡守は検査結果、当該温泉を開発・利用する価値があると認める時は、行政安全部令が定めるところにより届出を受理し、届出人にこの事実を通知しなければならない。

③温泉の発見を届け出た者は、検査に必要な費用を負担しなければならないが、届出時に第13条第3項の規定による原状回復履行保証金を預託しなければならない。

④市長・郡守は、次の各号のいずれに該当する場合は、温泉発見届出の受理を取消し、届出が受理された温泉孔に対する現状回復を命じなければならない。

- 1 温泉発見届出を受理した後、届出の内容が事実と異なる場合
- 2 温泉優先利用権者の開発意思がないと認められた場合
- 3 温泉発見届出の受理後、3年以内に温泉孔保護区域の指定承認申請または開発計画の承認申請（特別自治道知事の場合には指定または開発計画の策定を意味する）がされない場合
- 4 第5条により温泉孔保護区域の指定が解除された場合

5 第10条により開発計画またはその承認が取消された場合

〈全文改正2011.5.30〉

第22条（温泉発見の届出受理の制限など）①市長・郡守は、次の各号のいずれかに該当する場合は、温泉発見の届出を受理できない。

1 既存の温泉孔と発見届出孔の水平距離が1,000メートル以内の場合

2 発見届出孔の位置する土地が開発制限区域又は「農地法」による農業振興地域もしくは「山地管理法」による保全山地、「自然環境保護法」による生態景観保全地域に位置する場合

3 その他に都市計画事業など公共事業に支障をきたすなど、他の公益を害する恐れがあると認める場合

②第1項の規定により届出を受理しない場合は、その事由を書面で申請人に通知しなければならない。

〈全文改正2011.5.30〉

第23条（温泉の優先利用許可など）①市長・郡守は、温泉優先利用権者に対し、温泉源保護地区又は温泉孔保護区域内において土地の掘削若しくは温泉の利用を優先して許可することができるが、温泉利用施設の設置に係る必要費用の一部を融資・斡旋するなど、必要な支援をすることができる。

②温泉優先利用権者は、温泉孔保護区域の指定および開発計画の策定に関して意見を提出できる。

〈全文改正2011.5.30〉

第24条（温泉資源の保全・管理）①市長・郡守は、温泉資源保全のため、特に必要であると認める時は、温泉

資源を汚染し又は汚染させる恐れのある施設の管理者に対し、施設の改善その他温泉資源の汚染防止のために必要な措置を命ずることができる。

② 市長・郡守は、行政安全部令が定めるところにより、温泉資源調査を実施し、温泉管理台帳を作成・備え付けなければならない。

③ 温泉資源調査を実施していない市長・郡守は、温泉資源調査が実施される時まで新たな温泉の発見届出を受けられず、温泉利用許可又は利用許可の延長をすることができない。

④ 市長・郡守は、第2項による温泉資源の調査を第27条による温泉協会に委託できる。

〈全文改正2011.5.30〉

第24条の2（温泉資源の観測・情報体系の構築）①行政安全部長官は、温泉の計画的・体系的な保全・管理のために温泉資源の観測施設を設置し、大統領令に定めるところにより、温泉資源および水位変動実態などを調査しなければならない。

②行政安全部長官は、第1項による調査資料とその他に温泉水の保全・管理に必要な資料を効率的に活用するために温泉管理の情報体系を備えられる。

③第1項による温泉資源の観測施設の設置基準および第2項による温泉管理の情報体系の整備などに必要な事項は大統領令で定める。

〈全文改正2011.5.30〉

第25条（立入り検査など）①市長・郡守は、必要と認める時は、所属の公務員に対し、温泉施設および温泉利

用施設に立入りをさせ、次の各号の事項についての検査又は温泉施設の管理者に対し必要な報告をさせることができる。

- 1 温泉の温度
 - 2 温泉の水質検査および成分検査状況
 - 3 温泉利用許可量の超過使用状況
 - 4 温泉利用配管施設の状態
 - 5 温泉利用に関する虚偽・誇張広告
 - 6 温泉利用許可時の遵守事項の履行状況
 - 7 その他温泉利用に必要な事項など
- ②第1項の規定により検査を行う公務員は、その身分を示す証票を保持し、これを関係者に呈示しなければならない。

〈全文改正2011.5.30〉

第26条（温泉従事者の教育）①温泉従事者は行政安全部令に定めるところにより、温泉の健全な発展に必要な教育を受けなければならない。但し、温泉従事者が営業に直接従事せず、二つ以上の場所で営業する場合には従業員の中から、営業所別に教育責任者を指定し、その責任者をして温泉従事者の教育を受けさせることができる。

②行政安全部長官は、第1項による教育を第27条による温泉協会に委託できる。

③第1項による教育には、「公衆衛生管理法」第17条による衛生教育を含め、教育を実施した結果を関係機関

に通報しなければならない。

④第3項による教育を受けた者は「公衆衛生管理法」第17条による衛生教育を受けたものと見なす。但し、「公衆衛生管理法」第17条第2項による申告の前の衛生教育はそうではない。

〈全文改正2011.5.30〉

第27条（温泉協会の設立など）①温泉従事者は、温泉の健全な発展および効率的な維持管理・温泉従事者の権益向上などのため、温泉協会（以下「協会」という）を設立できる。

②協会は、法人とする。

③協会を設立しようとするときは、温泉従事者20人以上を発起人とし、定款を作成した後、創立総会の議決を経て、行政安全部長官の認可を受けなければならない。定款を変更しようとするときも、同様である。

④協会は、行政安全部長官の設立認可を受けた日から成立する。

⑤協会の定款記載事項および監督に関し必要な事項は、大統領令で定める。

〈全文改正2011.5.30〉

第27条の2（協会の事業など）①協会は、次の各号の事業を行う。

- 1 温泉の健全な発展および協会会員の共同の利益を図る事業
- 2 温泉利用施設の運営および改善に関する指導・監督
- 3 温泉従事者に対する教育訓練
- 4 行政安全部長官、市・道知事、市長・郡守が、温泉に関連し委託する調査・研究事業

②国又は地方自治体は、協会に対し、この法による事業の委託により必要となる経費および運営費の一部を補助することができる。

〈全文改正2011.5.30〉

第28条（大都市に関する特例）第5条・第9条・第10条の規定を適用するにおいて、特別市と広域市を除く人口50万人以上の大都市の市長を、特別自治道知事とみなす。

〈全文改正2011.5.30〉

第29条（是正要求）行政安全部長官は、市・道知事又は市長・郡守がこの法による承認・届出受理・許可をするにおいて、この法の規定を違反したときは、是正を求めることができ、市・道知事又は市長・郡守は、特別な事由のない限りこの是正を履行しなければならない。

第30条（聴聞）市長・郡守は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようとするときは、聴聞を実施しなければならない。

1 第12条第1項の規定による掘削許可の取消

2 第16条第1項の規定による温泉利用許可の取消

〈全文改正2011.5.30〉

第31条（手数料）第12条第1項・第14条第1項および第16条第1項の規定による許可又は第19条第1項の規定

による水質検査もしくは成分検査を受けようとする者は、大統領令が定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第32条（罰則） 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する。

〈改正2010.2.4. 2011.5.30〉

- 1 第12条第1項の規定による掘削許可を受けずに土地を掘削した者又は第12条第4項の温泉掘削届出を出さなかつた者
- 2 第16条第1項の規定による温泉利用許可を受けずに温泉を利用した者
- 3 第9条第3項又は第16条第4項の規定を違反した者
- 4 第21条第1項の規定による温泉発見届出を虚偽で行つた者

第33条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第14条第1項の規定による許可を受けずに動力装置を設置した者
- 2 第15条第1項の規定に違反し、地下水を開発した者
- 3 第16条第1項の規定により許可を受けた水量を超過して温泉水を使用した者

第34条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、300万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第14条第3項の規定による水文観測施設を設置しなかつた者
- 2 第18条又は第24条第1項の規定による市長・郡守の命令に従わなかつた者
- 3 第19条第1項の規定に違反した者

4 削除

第35条（罰則）第15条第2項の規定に違反した者は、200万ウォン以下の罰金に処する。

第36条（両罰規定）法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し、第32条から第35条のうちどの一つの規定でも違反する行為をしたときは、行為者を罰する他に、その法人又は個人に対しても、各該条の罰金刑を課する。但し、法人又は個人がその違反行為を防ぐために、該当業務に関して相当の注意と監督を怠けない場合はそうではない。

〈注文改正2008.12.26〉

第37条（過怠料）①次の各号のいずれかに該当する者は、200万ウォン以下の過怠料に処する。

- 1 第19条第3項の規定による検査結果および飲用上の注意事項を掲示しなかった者
 - 2 第25条第1項の規定による報告をしなかった者又は、検査を拒否・妨害又は忌避した者
 - 3 第26条第1項による教育を受けなかった温泉従事者
- ②第1項による過怠料は市長・郡守が賦課・徴収する。

〈注文改正2011.5.30〉

附則〈法律第7865号、2006.3.3〉

- ①（施行日）この法は、2006年7月1日より施行する。

② (掘削許可などに関する経過措置) この法の施行日以前に受け付けられた土地掘削許可又は温泉発見届出については、第12条および第21条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

③ (温泉利用許可の有効期間に関する経過措置) この法の施行前に温泉利用許可を得た者に対する温泉利用許可の有効期間は、この法の施行日から起算するものとする。

附則〈法律第337号、2007.4.6〉

第1条 (施行日) この法は、公布後6ヶ月に過ぎた日から施行される。

第2条 第8条省略

第9条 (他の法律の改正) ⑪省略

⑫温泉法の一部を次のように改正する

第10条第3項中、〃一般地方産業団地〃を〃一般産業団地〃とする。

⑬ 〈19〉省略

附則〈法律第3343号、2007.4.11〉(観光振興法)

第1条 (施行日) この法は、公布した日から施行する。

第2条 第10条省略

第11条 (他の法律の改正) ⑫省略

⑬温泉法の一部を次のように改正する

第10条第3項中、〃観光振興法〃第50条〃を〃観光振興法〃第52条〃とする。

⑭〈27〉省略
第12条 省略

附則〈法律第8852号、2008.2.29〉（政府組織法）

第1条（施行日）この法は、公布した日から施行する。但し、…〈省略〉…、附則第6条により改正される法律の中で、この法の施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改正する部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条（他の法律の改正）①から〈211〉まで省略

〈212〉温泉法の一部を次のように改正する

第2条第4項、第7条第1項前段および後段、同条第3項・第4項、第9条第1項、第26条第3項・第4項、第27条第1項第4号および第29条において、〳〵行政自治部長官〳〵をそれぞれ〳〵行政安全部長官〳〵とする。

第4条第4項、第7条第5項、第9条第2項・第3項、第11条、第14条第3項、第16条第3項、第17条第1項・第2項、第19条第1項、第21条第1項・第2項、第24条第2項において、〳〵行政自治部令〳〵をそれぞれ行政安全部令〳〵とする。

〈213〉から〈760〉まで省略

第7条省略

附則〈法律第9202号、2008.12.26〉

この法は、公布した日から施行する。

附則〈法律第10005号、201024〉

第1条（施行日）この法は、公布後6ヶ月経過した日から施行する。

第2条（掘削許可などに関する経過措置）この法の施行日以前に、土地掘削許可を受けた者に対して第12条第5項の改正規定による掘削許可の有効期限は、同法施行日から起算する。

第3条（温泉発見届出の受理取消に関する経過措置）この法の施行前に温泉発見届出の受理に対する第21条第4項の改正規定による起算の計算はこの法の施行日から起算する。

第4条（温泉源保護地区の指定など手続きに関する経過措置）この法の施行前に、温泉源保護地区として申請・指定されたり、温泉開発計画の承認を申請する時は、従来の規定によって温泉源保護地区の指定又は温泉開発計画の承認を行う。

附則〈法律第10732号、2011530〉

この法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附則〈法律第10892号、2011721〉（環境影響評価法）

第1条（施行日）この法は、公布後、1年が経過した日から施行する。

第2条から第8条まで省略

第9条（他の法律の改正）①から〈32〉まで省略

〈33〉温泉法の一部を次のように改正する。

第10条の3の題目「（事前環境性検討など）」を「戦略環境影響評価など」とし、同条各号の他の部分の中で、「環境政策基本法」および「環境影響評価法」を「環境影響評価法」とし、「事前環境性検討または環境影響評価」を「戦略環境影響評価または環境影響評価」とし、同条第2号前段において「環境影響評価」第2条第1号による環境影響評価を「環境影響評価」第2条第2号による環境影響評価とす。同号後段において「環境政策基本法」による事前環境性検討を、「環境影響評価」による戦略環境影響評価とする。

〈34〉および〈35〉省略

第10条 省略